

2025年人事院勧告

一時金 0.05 月改善(期末勤勉手当に均等)！ 34年ぶり較差3%超え！！

官民較差 15,014 円 (3.62%)、再任用含む全ての号俸で改善！！

比較企業規模を「50 人以上」から「100 人以上」に 20 年ぶりに見直し！！

人事院は 8 月 7 日、4 月における官民較差は 15,014 円 (3.62%)【昨年 11,183 円 (2.76%)】、若年層に重点を置きながら、再任用職員をふくむすべての号俸にわたる俸給表の改定をおこなうこと、一時金については、現在の 4.60 月分を 0.05 月分引き上げ、4.65 月にすることと勧告を行いました。

今回、官民較差の調査は、約 20 年ぶりに比較対象企業規模を「50 人以上」から「100 人以上」に引き上げました。しかし、本府省については、東京 23 区本店の企業規模「500 人以上」から「1000 人以上」にするなど、本府省と地方との格差をさらに拡大させたことは問題です。

34 年ぶりに 3 % を超えたとはいえ、この間の物価上昇には満たず、民間の春闘結果 (5.52%) や最低賃金目安額の引き上げ率と比べても大きく見劣りします。

長時間におよぶ労働で必死に奮闘している公務労働者・教職員の労苦に報いるものとはなっておらず、労働基本権制約の代償措置として十分な役割を發揮していない勧告には、強く抗議するものです。



給料が上がっても、
物価も上昇！

2025 年 給与勧告の骨子

1. 民間給与との比較

〈月例給〉民間給与との較差 15,014 円 3.62%
(昨年 11,183 円 2.76% 34 年ぶりの 3% 超え！)
〈一時金〉
民間の支給割合 4.65 月 (公務の支給月数 4.60 月)

2. 給与改定の内容

〈月例給〉○初任給は大卒 12,000 円引上げ
高卒 12,300 円引上げ
○再任用を含む全ての号俸で所要の改定
〈一時金〉民間の支給割合に見合うよう引上げ
○現行 4.60 月分 ⇒ 4.65 月分に

		6 月期	12 月期
25 年度	期末	1.25 月(支給済み)	1.275 月(現行 1.25 月)
	勤勉	1.05 月(支給済み)	1.075 月(現行 1.05 月)
26 年度	期末	1.2625 月	1.2625 月
	勤勉	1.0625 月	1.0625 月

〈実施時期〉

月例給→2025 年 4 月 1 日 一時金→2025 年 4 月 1 日

3. 通勤手当の見直し

自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ見直し

- ①「100 km 以上」を上限とする新たな距離区分を新設。現行は「60 km 以上」
- ②現行の距離区分についても、200 円から 7,100 円までの幅で引き上げ
- ③1 か月当たり 5,000 円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設
- ④適時適切に通勤手当を支給するために、採用や異動の月から通勤手当を支給できるよう見直し

比較事業所規模の見直し

1. 比較事業所の変更

約 20 年ぶりに比較対象企業規模を
「50 人以上」→「100 人以上」に引き上げ

2. 本府省優遇

本府省は東京 23 区に本店がある事業所
「500 人以上」→「1000 人以上」

職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

1. 優秀な人材確保のための新たな人事制度を検討

- ①採用後の役割や活躍において給与が上昇する給与水準へ
- ②政策の企画立案や高度な調整等にかかわる職員への新たな人事制度
→令和 8 年度に措置の骨格・令和 9 年度に具体の報告

今後のとりくみは、県人事委員会に移ります。深刻な教職員不足を解消するためには、教職員の待遇改善は待ったなしの課題です。特に高齢層職員や再任用職員の待遇改善、会計年度任用職員を含むすべての臨時・非常勤教職員の待遇改善、ハラスメントの根絶、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援の前進など、子どもたちの教育に教職員が力を合わせ、生活の不安なしに専念できる『教職員の待遇改善』をあらためて求めていきましょう。

私たちの
給与等の
決まり方

国の
人事院
勧告

→
組合と
交渉

県の
人事
委員会
から
勧告

→
組合と
交渉

県
教委
が
具体
化